



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

J R 東日本労働組合  
発責 組織情宣部  
2023年11月4日 No.675

## 申第11号「通勤手当における併行した自社線以外の交通機関の利用に関する見直し」に関する解明申し入れ

東日本ユニオンは『変革 2027』の実現に資する就業規則等の改正について」として提案を受けた「通勤手当における併行した自社線以外の交通機関の利用に関する見直し」について、10月23日、経営側に申し入れを行いました。

### <提案内容>

組織再編により広範囲からの通勤が増加していること等を踏まえ、併行した自社線以外の交通機関を利用することにより、出勤時又は帰宅時の通勤時間が15分以上短縮できる場合は、その利用を認めるものとします。

徒歩や乗継ぎの時間等を除き、現行交通機関の標準的な実乗車時間が15分以上短縮できる場合に認定。実乗車時間のほか、徒歩や乗継ぎの時間等も含めた全体の通勤時間が15分以上短縮できる場合に認定。

改訂後

※全体の通勤時間が15分以上短縮なら認定



### ◆申し入れ項目◆

1. 通勤手当における併行した自社線以外の交通機関の利用に関する見直しを実施する理由を明らかにすること。
2. 「全体の通勤時間」の算出方法を明らかにすること。
3. 「併行した自社線以外の交通機関」の定義を明らかにすること。
4. 通勤時間が15分以上短縮できる場合に認定とした理由を明らかにすること。

東日本ユニオンと共に働きやすい  
労働条件・労働環境の改善を目指していこう！